○国土交通省令第五十一号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条第二項第三号、第三十九条の二第一項、第二項第二号、第四項第三号及び第四号並びに第五項、第三十九条の六第一項並びに第三十九条の九第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の六の二）	第五章　準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の七）
第五章の二　外航船舶の確保等（第四十二条の七―第四十二条の七の十二）	（新設）
第六章～第十章　（略）	第六章～第十章　（略）
附則	附則
（準日本船舶の認定の申請）	（準日本船舶の認定の申請）
第三十一条　法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。	**第三十一条**　法第三十九条の五第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　総トン数等（法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）	六　総トン数等（法第三十九条の五第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）
七　法第三十八条第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶にあつては、検査内容	七　法第三十九条の五第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶にあつては、検査内容
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　申請者（法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類	一　申請者（法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類
二　（略）	二　（略）
三　船舶所有者が申請者（法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類	三　船舶所有者が申請者（法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類
四　法第三十八条第一項第一号又は第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し	四　法第三十九条の五第一項第一号又は同条第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し
五～八　（略）	五～八　（略）
（認定の要件）	（認定の要件）
第三十二条　法第三十八条第一項第一号及び第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。	**第三十二条**　法第三十九条の五第一項第一号及び同条第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　法第三十八条第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。	2　法第三十九条の五第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。
3　法第三十八条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	3　法第三十九条の五第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
（表　略）	（表　略）